

衆議院内閣委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 6 月 11 日（水）、第 27 回の委員会が開かれました。

1 ①独立行政法人男女共同参画機構法案（内閣提出第 52 号）

②独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第 53 号）

- ・三原国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・両案に対し、市村浩一郎君（維新）、上村英明君（れ新）、塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
- ・両案について採決を行った結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成—自民、立憲、国民、公明、有志 反対—維新、れ新、共産）

- ・両案に対し國場幸之助君外 6 名（自民、立憲、維新、国民、公明、有志）から提出された附帯決議案について、おおたけりえ君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。

（賛成—自民、立憲、維新、国民、公明、有志 反対—れ新、共産）

（質疑者）田中良生君（自民）、橋本慧悟君（立憲）、市來伴子君（立憲）、伊東信久君（維新）、菊池大二郎君（国民）、山崎正恭君（公明）、上村英明君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

田中良生君（自民）

独立行政法人男女共同参画機構法案及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（以下「両法律案」という。）

ア 提出の背景、意義及び成立に向けた三原国務大臣の思い

イ 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）と男女共同参画センターとの連携強化

ウ 独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWE C」という。）から機構への移行における職員の雇用、専門性、研究成果及びネットワークの継承方針並びに具体的な研修計画及びその効果

エ 機構発足後のK P I（重要業績評価指標）及び老朽化施設撤去の財政的妥当性

オ 地方自治体の実情に応じた男女共同参画センターの設置運営への支援の在り方及び男女共同参画の意義や成果について国民の理解を得るための工夫

橋本慧悟君（立憲）

（1） 両法律案

ア 女性教育の振興と男女共同参画促進施策の推進の違い

イ 機構の主たる事務所の所在地を埼玉県比企郡嵐山町とする理由

ウ 現在の年間賃借料及び機構への移行後の必要面積の減少による賃借料の減額の有無

エ 本館以外の建物等を撤去した場合の概算費用

オ 本館以外の建物及び土地に関する方向性の決定に係る主体及びスケジュール

カ 市区町村の男女共同参画センターと都道府県の同センターに求められる機能や役割の違い

（2） 政治分野における男女共同参画

ア 数値目標やクオータ制の導入についての三原国務大臣の見解

イ 女性議員の割合を高める必要性

ウ 女性が政治分野に参画しやすくするために改善すべき事柄についての三原国務大臣の見解

エ 各地域の自治会役員の女性割合を高めるための方策

(3) 選択的夫婦別姓についての三原国務大臣の見解

市來伴子君（立憲）

(1) NWE Cの施設の活用

- ア 一旦は移転の方針を出しながら現所在地に存置することとなった経緯
- イ 宿泊棟、研修棟等の施設を民間に活用させる可能性
- ウ 施設撤去の工事予定を再検討する可能性
- エ 民間活用の公募の主体及び期限
- オ 公募の期限や活用方法に柔軟に対応する必要性
- カ 本館改修後における地元住民の利用の可否
- キ 女性団体等からの研修室等の利用の要望に柔軟に対応する必要性

(2) 両法律案

- ア 地域におけるジェンダーギャップや男女共同参画センターの地域間の格差の解消に向けた取組
- イ 男女共同参画センターにおける業務の内容及び運営についてのガイドライン
 - a ガイドライン作成のスケジュール及び内容
 - b 男女共同参画センターの個別の活動内容に踏み込まないよう必要性
- ウ 男女共同参画センターの設置の努力義務化による設置数増加見込み
- エ 男女共同参画に係る地域の課題を把握する方法
- オ 地方自治体における男女共同参画を推進する人材の確保策
- カ 地域のニーズに応じて機構の人材を派遣する必要性
- キ 機構の人員体制強化の有無及び予算及び人員の移管方法
- ク 情報プラットホームの構築
 - a 女性情報ポータル（ウィネット）との違い及び期待される効果
 - b 徴収する利用料の見込み
- ケ 男女共同参画の推進に向けた三原国務大臣の決意

伊東信久君（維新）

両法律案

- ア 地方における女性の定着率を高めるための数値目標の設定予定の有無
- イ 機構の広報啓発活動におけるイベント等の開催件数及び参加者数の数値目標並びに対象となる層
- ウ NWE Cの施設利用実績及び効果
- エ 地方で女性が生活と仕事を両立できる基盤づくりへの機構の関わり及び具体策
- オ 機構の研修事業の体制
 - a 研修担当職員の規模が十分であるとする根拠
 - b 研修後のフォローアップ体制整備の見通し
- カ 資料のデジタル化、AIによるデータ分析及び情報検索の高度化の取組状況と今後の見通し
- キ 両法律案の立法事実及び機構設立による効果についての三原国務大臣の見解

菊池大二郎君（国民）

両法律案

- ア 地方自治体の男女共同参画センターの職員の処遇及び予算の現状並びにこれまでの取組及び効果
- イ 地方自治体の現状を踏まえた機構の役割及び機能並びに関係機関や関係省庁との連携の在り方
- ウ 機構及び男女共同参画センターの人材及び予算の確保についての三原国務大臣の見解

- エ 子育て世代の時間確保につながる放課後児童クラブの機能強化
- オ 機構設立を機に、男女共同参画や地域の維持を両立するための取組を好事例として磨き上げ、横展開する必要性

山崎正恭君（公明）

両法律案

- ア 機構の広報啓発活動と従来の啓発活動との違い及び男性層や若年層へのアプローチ
- イ 意思決定過程への女性の参画や女性の経済的自立の実現に向けての課題及び新規の取組
- ウ 女性に選ばれる地方づくりや人口減少対策への機構の寄与及び地方自治体との連携
- エ 民間企業やNPOとの連携や協働を促進するための方策
- オ 多様な性の視点や課題を取り入れて包括的な社会づくりを進めるための取組や指針
- カ 国際機関や他国との連携及び日本の取組を世界に発信することについての三原国務大臣の見解

上村英明君（れ新）

両法律案

- ア 男女共同参画政策の前進とジェンダーギャップ指数の評価の連動性
- イ 対面や宿泊による研修の必要性
- ウ NWE Cの運営費交付金が減少してきた経緯
- エ 運営費交付金の減少や宿泊研修施設の撤去により女性の言論や表現の自由の場が奪われているという指摘に対する内閣府の見解
- オ 男女共同参画政策の重要性に鑑み、機構の機能を強化するための予算を確保する必要性

塩川鉄也君（共産）

両法律案

- ア 研修棟や宿泊棟の撤去後に機構が全国規模の対面研修を行う場合の場所及び経費
- イ 上記アの場合に自前の施設以外を利用することにより経費が増大する懸念
- ウ 研修棟や宿泊棟等のハードも充実させていくため、運営費交付金を抜本的に増額する必要性
- エ 地方自治体に対する、物理的な拠点としての男女共同参画センターの設置の努力義務の有無
- オ 地方自治体における物理的な施設の設置の後退を招くとの懸念に対する内閣府の見解

緒方林太郎君（有志）

（１） 両法律案

- ア 機構の業務の主務大臣
 - a 男女共同参画の施策全般については内閣総理大臣、女性教育については文部科学大臣とする縦割りの規定を設けた理由
 - b 文部科学省の権限を残したのは出向者のポストを維持するためではないかとの指摘に対する文部科学省の見解
 - c 縦割りとなることに対する三原国務大臣の見解
- イ 内閣府が所管する独立行政法人
 - a 総合調整を担う内閣府が独立行政法人を所管することには抑制的であるべきとの指摘に対する内閣府の見解
 - b 内閣府の肥大化を抑止するためのルールを決める必要性

- c 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が内閣府所管である理由
- (2) 売春防止法の見直し
 - ア 第3次から第5次の男女共同参画基本計画に記述があるにもかかわらず、同法の見直しが進まなかった理由
 - イ 第6次男女共同参画基本計画では、買春者に対する規制を含め、踏み込んだ記述を検討すべきとの指摘に対する三原国务大臣の見解